

中央広域環境施設組合理約

昭和 5 1 年 1 2 月 2 5 日

徳島県指令地第 7 5 7 号

改正 昭和 5 5 年 2 月 1 日徳島県指令地方第 5 9 号

平成 3 年 6 月 1 日徳島県指令地第 3 6 5 号

平成 5 年 1 2 月 1 日徳島県指令地方第 7 0 8 号

平成 1 2 年 1 2 月 2 5 日徳島県指令市第 1 1 0 4 号

平成 1 6 年 1 0 月 1 日徳島県指令市第 6 1 5 号

平成 1 7 年 4 月 1 日徳島県指令市第 1 2 1 3 号

平成 1 8 年 7 月 1 0 日徳島県指令市第 3 0 6 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日徳島県指令市第 9 5 2 号

平成 2 0 年 1 1 月 7 日徳島県指令市第 6 2 0 号

平成 2 4 年 2 月 1 日徳島県指令市第 4 0 1 6 号

令和 7 年 4 月 2 3 日徳島県指令市第 4 0 0 1 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、中央広域環境施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

阿波市

板野町

上板町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）処理施設を設置し、当該施設の管理運営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、徳島県阿波市吉野町西条字藤原 7 0 番地 1 中央広域環境センターに置く。

(組合の議会)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 1 4 人とし、関係

市町の定数は、次のとおりとする。

阿波市 8人

板野町 3人

上板町 3人

(議会議員)

第6条 前条による組合議員は、関係市町の議会の議長及び関係市町の議会において、当該議会の議員の中から互選された者をもって充てる。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、関係市町の議会の議長の中から互選する。

3 議長及び副議長の任期は組合議員の任期による。

(組合の執行機関)

第8条 組合に管理者1人、副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は関係市町の長の中から互選する。

3 副管理者は管理者以外の関係市町の長をもって充てる。

4 会計管理者は管理者所属の市町の会計管理者をもって充てる。

5 管理者及び副管理者の任期は当該市町の長の任期による。

(職員)

第9条 組合に、前条第1項に定める者のほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

(経費)

第11条 組合の経費は関係市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別表のとおりとする。

(補則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規約は昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年徳島県指令地方第 59 号）

この規約は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年徳島県指令地第 365 号）

この規約は平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年徳島県指令地方第 708 号）

この規約は平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年徳島県指令市第 1104 号）

この規約は、徳島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年徳島県指令市第 615 号）

この規約は、徳島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年徳島県指令市第 1213 号）

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 2 項の規定により管理者が選任されるまでの間、同条同項の規定にかかわらず、阿波市長職務執行者が管理者の職務を行うものとする。
- 3 改正後の第 8 条第 2 項の規定により管理者が選任されるまでの間、同条第 3 項の規定にかかわらず、阿波市収入役職務代理者が収入役の職務を行うものとする。

附 則

この規約は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年徳島県指令市第 306 号）

この規約は、徳島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年徳島県指令市第 952 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により在職する収入役が在職する間は、改正後の第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定は適用せず、改正前の第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成２０年徳島県指令市第６２０号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日の前日までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第１項の規定により管理者の許可を受けた者については、その許可の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第３条の規定は適用せず、改正前の第３条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成２４年徳島県指令市第４０１６号）

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年徳島県指令市第４００１号）

この規約は、令和７年８月１日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

区分	負担割合
建設に要する経費	均等割 1 0 0 分の 2 5
	人口割 1 0 0 分の 7 5
管理運営費	均等割 1 0 0 分の 2 5
	ごみ量割 1 0 0 分の 7 5

備考

- 1 阿波市における各負担割合については、平成 1 7 年 3 月 3 1 日における町ごとの区域により算定するものとする。
- 2 人口割に用いる人口は、最近の国勢調査の人口とする。
- 3 ごみ量割に用いるごみ量は、前年の 1 月から 1 2 月までの搬入実績とする。